

商品概要説明書

マイカーローン（ジャックス）

（2022 年 4 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン（ジャックス）
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○お借入申込時の年齢が満 18 歳以上、完済時年齢が 80 歳以下の方。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○当組合の地区内に居住または勤務している方。 ○借換の場合、借換対象マイカーローンで返済遅延がない方。 ○新卒予定者の場合は、就職先の内定が確定している方。 新卒予定者とは、3月に高校、専門学校、短大、大学（院）のいずれかの学校を卒業予定で、同年4月に就職する成人をいう。 ○その他当組合が定める条件を満たしている方。
資金使途	○事業性資金を除き、ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。 また、個人間売買、船舶の繋留費用及び共同購入費用等については対象外とします。 ①自動車購入資金《自動二輪車・三輪車（トライク等）・自転車（電動、ロードバイク等）・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック（ダンプタイプを含む）・電動車椅子（一般車椅子を含む） 船舶（新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む）及び船外機・その他付帯機材の購入資金、及びそれらに付帯する付属品・諸費用（登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等） ②車検費用(船舶の車検含む)・修理費用・運転免許(船舶関連免許含む)取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等 ③マイカーローン・二輪ローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自 J A ・及び各種共済のマイカーローンを含む）及び事務取扱手数料、振込手数料等 ④上記③の借換資金と①②のいずれかの併用も可能です。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ○借換資金の場合は、一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）とします。 ※借換の場合は既に返済済み期間を含めず、10 年以内とします。
融資方法	○ご本人の貯金口座を經由し、販売業者へ振込とします。 ※借換資金の返済分は、ご本人口座への入金とします。

マイカーローン（ジャックス）

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しを行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当組合の融資窓口へお問い合わせ下さい。
借入方式	○証書借入とします。
返済方法	○毎月元利均等返済 ○毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内） ○元金据置払い （新卒者の場合に限り、据置可能期間は就職前6ヶ月以内とします）
担保	○不要です。
連帯保証人	○原則として保証人は不要です。 但し、次の場合は必要となります。 ①借入申込時の年齢が20歳未満の場合(法定代理人である親権者による連帯保証) ②株式会社ジャックスが必要と判断した場合 ③貸出対象者が新卒者の場合
保証料	○お借入利息に含みます。
手数料	○融資貸出時に、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 一律 3,300円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合 ア. 固定金利期間中ローン…22,000円 イ. 変動金利期間中ローン…11,000円 ②一部繰上返済の場合…3,300円(償還の都度) （JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は0円） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は所定の条件変更手数料が必要です。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本所（電話：０２３４－４５－１５０３）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合本所またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）※１ ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）※１ ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）※１ ・仙台弁護士会紛争解決支援センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）※２ ・山形県弁護士会示談あっせんセンター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）※２ ※１「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合 ※２「ＪＡバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合
その他	○お申込みに際しては、当組合および当組合が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税の費用が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当組合の融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡあまるめ